

社会福祉法人しゅらの郷福祉会

2019年度 事業計画

法人本部運営

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福祉会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 事業運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

(2) 公益事業

藤井寺市委託障害児・障害者ふれあい支援事業

療育支援事業

地域における公益的な取り組み

3 本年度の重点施策

- ① 法人の経営基盤を強化
- ② 組織のガバナンスの強化
- ③ 人材育成の強化
- ④ 虐待防止への取り組み
- ⑤ グループホーム建設計画

4 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 報 告 理事長・業務執行理事の業務報告を4か月に一度開催

(2) 評議員会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 随 時 必要に応じて開催

5 経営委員会の開催

法人の事業運営の効率・効果的な推進を図るため、経営委員会を原則毎月開催し、事業所間の様々な情報交換・調整を行う。

多機能型事業所「あゆみ」

1. 事業運営方針

① 事業内容

『生活介護事業』

定員 30 名（2019 年度利用予定 28 名、2018 年度末 28 名）

利用者が充実した日中活動を営むことができるよう、主に創作的活動・生産活動・身体的活動・余暇活動等の機会を提供する。
利用者自身による自己決定をサポートする。

『就労継続支援事業B型』

定員 20 名（2019 年度利用予定 22 名、2018 年度末 7 名）

利用者が充実した日中活動を営むことができるよう、主に生産活動・身体的活動・余暇活動・創作的活動等の機会を提供する。
就労に向けた知識・能力向上のため、必要な支援を行うとともに、利用者が自立した生活を営めるように、工賃の水準を高めていく努力をする。また、利用者自身による自己決定をサポートする。

2. 活動方針

① 「本人中心支援」をめざして

サービスの意味、目的、支援プロセスを、本人中心の視点から見直す。
特に、個別支援計画は、本人の意思表示をもとに作成する。

作業療法士(OT)のアドバイスをもとに、身体的・リハビリ的な活動を充実させる。また、嘱託医から支援についてのアドバイスを受け、服用している薬などについて学んでいく。

そのほか、本人中心支援などについての研修参加をしていく。

② 活動内容の個別化・多様化

現状の作業的活動としては、軽作業（内職・和紙作り）、アルミ缶リサイクル、授産製品作りなどがある。余暇活動も、各グループで取り組みをしているが、今年度は、それぞれの利用者自身が取り組みたいこと、希望することを本人中心で決定し、できる限り個別的に活動を

進める。また、給食サービス、入浴サービスなど、本人の希望に応じたサービス、支援の提供、中身の充実を図っていく。

3. 防災訓練

利用者および職員の安全確保を最優先とし、そのために平素から火災、地震等不測の事態に対し行動できるように防災訓練を行なう。日常的な訓練（年2回）に加えて、総合避難訓練を年1回実施する。

4. 余暇（行事）活動

＊今年度の行事予定

・7月

バーベキュー、総会

・8月

夏まつり

・10月

あゆみ祭り

・12月

もちつき、クリスマス会、大掃除

・1月

新年会

・3月

年度末忘年会

※このほか、主に土曜開所日に、イベント・行事を追加していく予定
土曜開所日は、原則として毎月第2・4土曜日。

しゅらの郷福祉会 鈴藤

I 共同生活援助事業（グループホーム）運営方針

障がい者が、地域で、その人らしい自立した生活を送る事を目的とし、24時間安心して過ごすことができるように支援を行う。職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域との結びつきを大切にし、関係市町村、他の関係機関と連携を図り、総合的な支援に努める。

II 短期入所支援事業（ショートステイ）運営方針

居宅において障がい者の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、短期入所をして、日中及び夜間における入浴、食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

III 事業内容

(1) 住環境の提供

居室（収納スペース・冷暖房含む。）、調理室、浴室、トイレ（共同）などの生活必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応を通して安全な生活確保に努める。

(2) 食事管理

カロリー計算され、栄養バランスの取れた食事や、利用様のニーズに沿ったメニュー内容の充実を図り、個々に合わせた食事（疾病に合わせた特別食等）を提供する。

(3) 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェック、通院、治療、服薬について支援する。

身体的健康維持の為、健康診断（年1回）とインフルエンザの予防接種を行い、生活習慣病・感染症の予防に努める。医療的ケアの必要な利用者には、必要な処置を行う。

また、入浴する機会を提供し、身体の清潔保持に努めるよう支援及び指導し、より一層気持ちよく生活できる環境を提供する。

(4) 個別支援計画の作成

- 1 入居者の個別支援計画書を作成し、これに基づいたサービスを提供する。
- 2 個別支援計画について、事業所は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとする。
 - ① 利用者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、作成するものとする。
 - ② 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとする。

- ③ 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回モニタリングを実施して、利用者の状態や支援内容に変更がある場合は、直ぐに新たな支援計画を作成する。

Ⅳ サービスの質の確保のために

(1) 計画的な職員研修

世話人・支援員の資質向上を図り、良質なサービスを提供する為に次のとおり研修を実施する。

- ① 現任者研修 法人内及び外部研修の受講、ホーム内会議・世話人、支援員会議を行う。
- ② 採用時研修 職業倫理・介護技術指導など

(2) 相談・苦情等に対応

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努める。

(3) 利用者の虐待防止の仕組み

- ① 職員会議を行い、研修を通して障害特性を理解し、虐待を防止する。
- ② 一人一人の気づきを共有し、話し合い、より良い職場環境を作る。

(4) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者及び、その家族の個人情報については、関係者以外の他に漏らさない義務を負うものとする。

また、その秘密の保持を全職員に徹底する。

Ⅴ 年間事業計画

(1) 月例会議の実施

毎月1回スタッフ会議を行い、問題点や支援の在り方の討議を行うと共に、個々の入居者の方の個別支援方法を討議する。

(2) 研修

法人内外の研修への参加、また、月例会議にて伝達研修を行う。

(3) レクリエーションの実施

利用者にとっての憩いの場を提供していきたい。

余暇支援として、誕生日パーティー・クリスマス会・お正月行事・花見・遠足等の行事を企画して、グループホームでの生活を楽しんでもらうと共に、レクリエーションを通じて社会参加の機会を多くする。今後は、日帰り旅行や、一泊旅行も計画し家庭的な雰囲気作りを目指したい。

短期入所支援事業（ショートステイ）にも積極的にレクリエーション活動を楽しんでもらい、家庭的なショートステイをアピールしていく。

(4) ショートステイの利用を積極的に推進していく。(多くの人に利用して頂く)

ヘルパーステーションウインドミル

1 事業運営方針

運営状態も少しずつ安定してきました。今後の課題としては、利用者の方が満足していただけるサービス・安心・安全に事故なく支援を行い、より良い支援を行う為に支援計画の見直しをします。ヘルパーも増員し、指導を行い支援の質の向上に努め、信頼してもらえるヘルパーステーションを築いていきます。

2 事業内容

藤井寺市、羽曳野市、松原市を通常の実施地域として次のサービスを提供します。

(1) 居宅介護・重度訪問介護

利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るよう利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

- ① 居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ② 身体介護 食事、排せつ、衣類の着脱、入浴、身体の清拭
洗髪等の介護
- ③ 通院介護 通院時の同行介護
- ④ 家事援助 調理、洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物等の家事

(2) 移動支援事業

障がい者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援します。

- ① サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ② 銀行、冠婚葬祭、理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③ 映画、プール、遊園地など余暇を楽しむための外出支援

3 サービスの質の確保のために

(1) 計画的な職員研修

ヘルパー等の従業者の資格向上を図り、良質なサービスを提供するために次の通り研修を実施する。

- ① 現任研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議・ヘルパー会議
- ② 採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

- (2) 迅速な苦情解決
苦情受付窓口を設置し利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。
- (3) 利用者の人権擁護、虐待防止の取り組み
- ① ヘルパー会議・研修を通して障がい特性を理解し、虐待を防止する。
 - ② 一人ひとりの気づきを共有し、風通しの良い職場環境を整備する。
- (4) 個人情報の保護
業務上知りえた利用者及びその家族の個人情報については、関係法令等を遵守し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全従業員に徹底する。

相談支援センターぴんぽん

①事業所名

障がい者（児）相談支援事業
地域移行支援 地域定着支援事業
相談支援センターぴんぽん

②実施場所

藤井寺市小山1-1-1 エストエムビル3階

③開所日及び時間

月～金曜日 9：00～17：00
相談受付は 10：00～17：00 （緊急時は携帯にて対応）

④職員構成

管理者（兼相談支援専門員）	1名
相談支援専門員	1名
事務職員（他部署兼任）	1名

⑤事業内容

1 障害福祉サービス等の利用計画の作成

〔計画相談支援〕 〔障害児相談支援〕

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

障害のある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

(1) 日常生活に関する本人の希望や生活の様子等を聞き取り、「サービス等利用計画案」を作成します。

(2) 複数のサービスを利用する場合は、それぞれの事業所等と会議を開いて支援を進めていきます。

(3) 障害福祉サービスなどが適切に提供されているかを定期的に確認して、利用計画を見直します。

2 地域生活への移行に向けた支援 (地域移行支援・地域定着支援)

〔地域移行支援〕

障害者支援施設等に入所している方または病院に入院している方など、地域における生活にスムーズに移行するために、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行を支援します。

〔地域定着支援〕

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

入所施設や病院から退所または退院した方や地域生活が不安な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害のある方の地域生活の継続を支援します。

1) 相談支援事業 (藤井寺市委託)

障がいのある人の地域生活での自立を目指し、障がいのある人が抱える様々な課題についての相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、苦情や虐待相談窓口としての機能や権利擁護のために必要な援助も行います。

藤井寺市自立支援協議会(藤井寺市障害者支援会議)事務局としての機能も備えています。

支援センターしゅらの郷

1 療育支援事業

発達障害に特化した特色を活かし、障がい児ならびに障がい者が身近な地域で療育指導および相談等が受けられる療育体制の充実を図るため、支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員等を対象として、来談・訪問等により、療育・相談に係る助言・指導・研修を行い、療育等の実施機関の重層的な連携を図る。また、地域社会においての相談機関として、障がい児・者ならびに保護者の直接的な相談支援や療育等を行う。地域社会と支援を行う各施設をつなぐ役割を担うとともに、幼児期からの各発達段階における切れ目のない支援を目指す。

- (1) 昨年に引き続きペアレント・トレーニング講座（前期6回・後期6回）
- (2) 地域以外の方々からの療育相談
- (3) 地域以外の方々からの発達検査の実施
(WISC - IV・WAIS - III・KABC-II・新版K式)

2 地域における公益的な取り組み事業

- (1) 療育相談および機関に対する支援。
- (2) 発達検査の実施
(WISC - IV・WAIS - III・KABC-II・新版K式)

3 藤井寺市委託 障害児・障害者ふれあい支援事業

- (1) 事業目的
障害児（者）の日中における活動の場を提供し、また障害児（者）の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図る。
- (2) 実施場所
藤井寺市市民総合会館 別館3階（301、302、307、308）
- (3) 利用定員
障害児20名程度 障害者10名程度
- (4) 開所日及び時間
毎週木曜日及び年末年始以外の10：00～20：00
※学校長期休暇期間は、9：00開所とする
※送迎は10：00開始、最終は19：00とする
- (5) 事業内容
 - ①将来につながるような余暇支援
集団の中で、個々の障害特性及び認知特性を考慮したプログラムを提供する。
各発達段階に合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を

通して異世代交流を図る。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個々に応じたグループ活動を提供し、「利用者がほっとできる憩いの場」として年齢層を選ばず楽しめる空間作りに努める。趣味活動など興味の幅をひろげると共に、余暇活動を通して社会性を身につけ、生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指す。

ア、創作活動

ぬり絵、折り紙、工作などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つける。また、これらの活動（微細運動）から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるようにする。

イ、各種教室

書道、水墨画、茶道、手芸教室を開き、環境設定、障害特性、認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行う。各種教室を通して、共通の趣味をもって参加者間の親睦を深め、交友関係を築く場となる等の目的も加味する。

ウ、運動

ダンス、リズム体操、平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし、仲間と関わりを深めていく。また、道具や補助具を工夫して「誰もができる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出す。

エ、レクリエーション

各種レクリエーション活動を通じて、利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにする。また、定期的に季節のイベントを取り入れ、集団活動への積極的な参加を促進する。（ミニ運動会、紅白歌合戦など）

オ、感覚統合

触覚を刺激する遊び（ボールプール、積み木、ドミノ倒し、粘土など）、前庭覚を刺激する遊び（平衡感覚遊び、タオルブランコ、バルーンなど）を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促す。

カ、療育、療法

SST（ソーシャルスキル トレーニング）、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法、応用行動分析等を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援する。

キ、施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援する。

②相談支援、療育支援

障害児（者）と保護者に対しての相談支援・家族支援・療育支援を行う。

また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供する。それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていく。発達障害に特化した相談支援や情報発信を行う。

③発達障害児 集団療育プログラム

発達障害の疑いのある未就学児童とその保護者を対象とし、小集団を通して療育プログラムを実施する。遊びを通してコミュニケーション能力の向上を図る。保護者と共に子どもの様子を観察し、フィードバックすることで一人ひとりの特性を発見する機会とする。また、関わり方の基礎知識を提供し、地域生活での般化を目指す。相談の場をもつことで、保護者のストレスの軽減につなぐ。

(6) 利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して送迎サービスを実施する。

(7) 地域との交流

障害者理解の促進とノーマライゼーションを目指し、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深める。また、クリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設ける。

(8) ボランティアの受け入れ

随時ボランティアを受け入れる体制を整え、ボランティアを希望する人の障害福祉への興味・関心を深めていく。